

【4ページからのつづき】

- ⑤領収書の写し
- ⑥補助金などの交付決定や、居宅介護と介護予防住宅改修費の給付決定の通知や明細など
- ⑦住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額の申告書（税務課で入手可）
- ＊熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額措置と併せて減額を受けることができます
- 【熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う減額措置】
- 平成25年3月31日まで、一定の熱損失防止改修（省エネ改修）がされた住宅には、翌年度分のみ固定資産税額を120平方メートル分までを限度に3分の1減額。
- 要件
- ▽改修する住宅が平成20年1月1日以前から存在する住宅（住居部分が2分の1以上、貸家住宅を除く）であること
- ▽次の工事のうち、①を含む工事をし、自己負担額が30万円以上のもの
- ①窓の断熱性を高める改修工事（＊必須工事）
- ②天井などの断熱性を高める改修工事
- ③壁の断熱性を高める改修工事
- ④床などの断熱性を高める改修工事

- る改修工事
- ＊工事内容に関する問い合わせは、国土交通省九州地方整備局建設部都市・住宅整備課建築安全係☎092（471）6331まで
- 手続き方法 改修後3か月以内に次の書類を添付して、税務課まで申告を
- ①納税義務者の住民票の写し（不要の場合あり）
- ②熱損失防止改修工事証明書
- ＊建築士や指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などから発行される証明書
- ③改修工事の明細書（工事内容と費用を確認できるもの）
- ④領収書の写し
- ⑤住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税減額の申告書（税務課で入手可）
- ＊バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置と併せて減額を受けることができます
- 【長期優良住宅新築に伴う減額措置】
- 平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定で、県知事の認定を受けて新築された住宅については、新築から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）の固定資産税額を120平方メートルまでを限度に2分の1減額。
- 要件
- ▽平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ▽長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ▽居住用床面積が50平方メートル（賃貸共同住宅は一戸につき40平方メートル）以上280平方メートル以下で、全体の50パーセント以上が居住用である住宅（床面積には新築の物置、車庫などを含む）であること
- 手続き方法 次の書類を添付して税務課まで申告を
- ①固定資産税（家屋）申告（報告）書
- ②地方税法施行規則第7条第2項に規定する書類（認定通知の写し）
- ▽家屋の新増築、減失、用途変更
- 家屋を新増築したり、家屋の全部か一部を取り壊した場合や、用途を変更した場合は、税務課固定資産税係へ必ず届け出を。
- ＊法務局へ登記をした場合は必要ありません

- ▽住所や氏名の変更
- 電話で、納付番号と新しい住所、氏名を知らせてください。次回から、変更後の宛先に納付書を送付します。
- 問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎（36）7351
- 市から
- 各種訓練給付金
- 【自立支援教育訓練】
- 就職につながる能力開発のために受講した、教育訓練講座の受講料を助成。
- 対象 市内在住で、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、次の全ての条件を満たす人
- ▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
- ▽雇用保険教育訓練給付金の受給資格がない
- 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で、事前に市長から指定を受けた講座
- ＊受講希望の講座について
- ては問い合わせを
- 支給額 受講料の2割 ＊上限10万円
- 【高等職業訓練促進】
- 就職に有利な資格を得るための養成機関で修業する場合に、経済的支援を実施。
- 対象 市内在住で、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、次の全ての条件を満たす人
- ▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
- ▽養成機関で2年以上修業する予定
- 対象 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格取得のために修業している人
- 支給額 修業している人が属している世帯が
- ①市町村民税非課税世帯 月額14万1000円
- ②市町村民税課税世帯 月額7万5000円
- 支給期間 修業期間の2分の1（最大18カ月）
- ＊現在養成機関で修業している人と平成24年3月31日（土）までに養成機関に入學し修業している人は全期間支給
- 【共通事項】
- 詳しくは問い合わせを。
- 市では、ICTによるまちづくりのための市情報化計画（平成21～23年度）の進捗管理や次期市情報化計画の策定、市民生活での情報ニーズの分析などを実施する委員を募集。書類選考で決定。応募書類は返却不可。
- ＊結果は5月下旬、応募者全員に郵送
- ＊ICTとは、「情報通

- 士、理学療法士、作業療法士の資格取得のために修業している人
- 支給額 修業している人が属している世帯が
- ①市町村民税非課税世帯 月額14万1000円
- ②市町村民税課税世帯 月額7万5000円
- 支給期間 修業期間の2分の1（最大18カ月）
- ＊現在養成機関で修業している人と平成24年3月31日（土）までに養成機関に入學し修業している人は全期間支給
- 【共通事項】
- 詳しくは問い合わせを。
- 市では、ICTによるまちづくりのための市情報化計画（平成21～23年度）の進捗管理や次期市情報化計画の策定、市民生活での情報ニーズの分析などを実施する委員を募集。書類選考で決定。応募書類は返却不可。
- ＊結果は5月下旬、応募者全員に郵送
- ＊ICTとは、「情報通

- ては問い合わせを
- 支給額 受講料の2割 ＊上限10万円
- 【高等職業訓練促進】
- 就職に有利な資格を得るための養成機関で修業する場合に、経済的支援を実施。
- 対象 市内在住で、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母で、次の全ての条件を満たす人
- ▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
- ▽養成機関で2年以上修業する予定
- 対象 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格取得のために修業している人
- 支給額 修業している人が属している世帯が
- ①市町村民税非課税世帯 月額14万1000円
- ②市町村民税課税世帯 月額7万5000円
- 支給期間 修業期間の2分の1（最大18カ月）
- ＊現在養成機関で修業している人と平成24年3月31日（土）までに養成機関に入學し修業している人は全期間支給
- 【共通事項】
- 詳しくは問い合わせを。
- 市では、ICTによるまちづくりのための市情報化計画（平成21～23年度）の進捗管理や次期市情報化計画の策定、市民生活での情報ニーズの分析などを実施する委員を募集。書類選考で決定。応募書類は返却不可。
- ＊結果は5月下旬、応募者全員に郵送
- ＊ICTとは、「情報通

- ては問い合わせ先
- 子ども家庭課 子ども福祉係 ☎（36）1151
- 情報化推進会議 委員募集
- 市では、ICTによるまちづくりのための市情報化計画（平成21～23年度）の進捗管理や次期市情報化計画の策定、市民生活での情報ニーズの分析などを実施する委員を募集。書類選考で決定。応募書類は返却不可。
- ＊結果は5月下旬、応募者全員に郵送
- ＊ICTとは、「情報通

- て、情報政策課へいずれかの方法で申し込む
- ▽郵送（〒811-3492/住所不要）
- ▽FAX（34）2156
- ▽E-mail youhou@city.munakata.fukuoka.jp
- 問い合わせ先 情報政策課 ☎（36）5444
- 信技術」の略で、従来のICTにコミュニケーションの重要性を加えたもの
- 応募要件 市内在住か勤務、通学している18歳以上の人
- 任用期間 任用日～平成25年3月
- 募集人数 若干名
- 応募方法 5月2日（月）必着で、①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥メールアドレスを明記し、「私とインターネット」をテーマに200字以上にまとめたものを添えて、情報政策課へ

- て、情報政策課へいずれかの方法で申し込む
- ▽郵送（〒811-3492/住所不要）
- ▽FAX（34）2156
- ▽E-mail youhou@city.munakata.fukuoka.jp
- 問い合わせ先 情報政策課 ☎（36）5444
- 信技術」の略で、従来のICTにコミュニケーションの重要性を加えたもの
- 応募要件 市内在住か勤務、通学している18歳以上の人
- 任用期間 任用日～平成25年3月
- 募集人数 若干名
- 応募方法 5月2日（月）必着で、①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥メールアドレスを明記し、「私とインターネット」をテーマに200字以上にまとめたものを添えて、情報政策課へ

- て、情報政策課へいずれかの方法で申し込む
- ▽郵送（〒811-3492/住所不要）
- ▽FAX（34）2156
- ▽E-mail youhou@city.munakata.fukuoka.jp
- 問い合わせ先 情報政策課 ☎（36）5444
- 信技術」の略で、従来のICTにコミュニケーションの重要性を加えたもの
- 応募要件 市内在住か勤務、通学している18歳以上の人
- 任用期間 任用日～平成25年3月
- 募集人数 若干名
- 応募方法 5月2日（月）必着で、①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥メールアドレスを明記し、「私とインターネット」をテーマに200字以上にまとめたものを添えて、情報政策課へ